

亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための深夜勤務・時間外勤務の制限対象職員の拡大及び介護離職防止のための個別周知・意向確認の義務化、勤務環境整備等を次のとおり行います。

1 深夜勤務・時間外勤務の制限対象職員の拡大

| 現行対象職員 | 改正後対象職員 |
|---------------|-----------------|
| 3歳未満の子を養育する職員 | 小学校就学前の子を養育する職員 |

2 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

(1) 介護に直面した旨の申出をした職員に対する個別の周知・意向確認

介護に直面した旨の申出をした職員に対して、次のとおり介護両立支援制度等(※)に関する事項の周知及び介護両立支援制度等の利用の意向確認を個別に行います。

| | |
|--------------|---|
| 周知事項 | <ul style="list-style-type: none">・介護両立支援制度等の内容・介護両立支援制度等の申出先・共済組合の介護休業給付金に関すること。 |
| 個別周知・意向確認の方法 | 面談、書面交付、電子メール等のいずれか ※電子メール等は、職員が希望した場合に限る。 |

※介護休暇に関する制度、早出遅出勤務に関する制度、深夜勤務・時間外勤務の制限に関する制度等

(2) 介護に直面する前の早い段階での情報提供

職員が介護に直面する前の早い段階で、介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、介護両立支援制度等に関する事項について、次のとおり情報提供を行います。

| | |
|---------|---|
| 情報提供期間 | 職員が40歳に達した日の属する年度 |
| 情報提供事項 | <ul style="list-style-type: none">・介護両立支援制度等の内容・介護両立支援制度等の申出先・共済組合の介護休業給付金に関すること。 |
| 情報提供の方法 | 書面交付、電子メール等のいずれか |

2 介護離職防止のための勤務環境の整備

介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、次の措置を講じます。

- ・介護両立支援制度等に関する研修の実施
- ・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
- ・介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供
- ・介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知